

国不建第136号  
令和6年12月13日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の一部改正について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定が施行されること等を踏まえ、別紙のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の所要の改正を行い、各地方整備局建政部長等に通知しましたので、参考送付いたします。